

(3) 配当等に含まれないもの

24—2 法人が株主に対してその株主である地位に基づいて供与した経済的な利益であっても、法人の利益の有無にかかわらず供与することとしている次に掲げるようなもの（これらのものに代えて他の物品又は金銭の交付を受けることができることとなっている場合における当該物品又は金銭を含む。）は、法人が剰余金又は利益の処分として取り扱わない限り、配当等（法第24条第1項に規定する配当等をいう。以下同じ。）には含まれないものとする。

- (1) 旅客運送業を営む法人が自己の交通機関を利用させるために交付する株主優待乗車券等
 - (2) 映画、演劇等の興行業を営む法人が自己の興行場等において上映する映画の観賞等をさせるために交付する株主優待入場券等
 - (3) ホテル、旅館業等を営む法人が自己の施設を利用させるために交付する株主優待施設利用券等
 - (4) 法人が自己の製品等の値引販売を行うことにより供与する利益
 - (5) 法人が創業記念、増資記念等に際して交付する記念品
- (注) 上記に掲げる配当等に含まれない経済的な利益で個人である株主が受けるものは、法第35条第1項((雑所得))に規定する雑所得に該当し、配当控除の対象とはならない。

【解説】

配当所得を構成する剰余金の配当や利益の配当、剰余金の分配には、法人が株主又は出資者に対しその株主である地位に基づいて供与した経済的な利益も含まれるのであるが（所基通24-1）、本通達は、法人が株主等の地位に基づいて供与した経済的な利益であっても、法人の利益の有無にかかわらず供与するものは、配当所得を構成する剰余金の配当や利益の配当、剰余金の分配には含まれないことを例示的に明らかにしたもの。

【参考】 昭和35年10月7日最高裁第二小法廷判決（抜粋）

「…所得税法中には、利益配当の概念として、とくに、商法の前提とする、取引社会における利益配当の概念と異なる概念を採用しているのと認むべき規定はないので、所得税法もまた、利益配当の概念として、商法の前提とする利益配当の概念と同一概念を採用しているものと解するのが相当である、従って、所得税法上の利益配当とは、必ずしも、商法の規定に従って適法になされたものにかぎらず、商法が規則の対象とし、商法の見地からは不適法とされる配当（たとえば蝟配当、株主平等の原則に反する配当等）の如きも、所得税法上の利益配当のうちに含まれるものと解すべきことは所論のとおりである。しかしながら、原審の確定する事実によれば、本件の株主優待金なるものは、損益計算上利益の有無にかかわらず支払われるものであり株金額の出資に対する利益金として支払われるものとのみは断定し難く、前記取引社会における利益配当と同一性質のものであるとはにわかに認め難いものである。」